

議案第33号

八幡浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和元年6月10日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例

八幡浜市水道事業給水条例（平成17年条例第197号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(料金)</p> <p>第25条 料金は、次の方法で計算した額とする。</p> <p>(1) 水道料金は、別表第1により計算した合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、<u>その端数</u>を切り捨てるものとする。</p> <p>(2) メーター使用料は、別表第2の額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、<u>その端数</u>を切り捨てるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(加入金)</p> <p>第31条 給水装置の新設又は改造工事（メーターの口径を増す場合に限る。以下同じ。）の申込者は、加入金表（別表第4）に定める額に<u>100分の110</u>を乗じて得た金額を加入金として納入しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(料金)</p> <p>第25条 料金は、次の方法で計算した額とする。</p> <p>(1) 水道料金は、別表第1により計算した合計額に<u>100分の108</u>を乗じた額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、<u>これ</u>を切り捨てるものとする。</p> <p>(2) メーター使用料は、別表第2の額に<u>100分の108</u>を乗じた額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、<u>これ</u>を切り捨てるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(加入金)</p> <p>第31条 給水装置の新設又は改造工事（メーターの口径を増す場合に限る。以下同じ。）の申込者は、加入金表（別表第4）に定める額に<u>100分の108</u>を乗じて得た金額を加入金として納入しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八幡浜市水道事業給水条例（次項において「新条例」

という。)第25条第1項の規定は、令和元年12月分として徴収する水道料金及びメーター使用料から適用し、同年11月分までとして徴収する水道料金及びメーター使用料については、なお従前の例による。

3 新条例第31条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る加入金について適用し、同日前の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。